

令和6年第5回（11月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖ヶ浦市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 2
議案第 3 号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 0
議案第 4 号	袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2
議案第 5 号	袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
議案第 6 号	袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	4 2
議案第 7 号	袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
議案第 8 号	袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
議案第 9 号	袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	5 5
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について	5 7
議案第 1 1 号	袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者の指定について	6 0
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者の指定について	6 1
議案第 1 3 号	契約の締結について（昭和中学校校舎増築工事（建築工事））	6 2
議案第 1 4 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案番号	件 名	頁
議案第 1 9 号	教育委員会委員の任命について	6 3
議案第 2 0 号	袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について	6 4
議案第 2 1 号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	6 8
議案第 2 2 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	7 0
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	7 2

議案第 1 号

袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する
条例の制定について

袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限移譲に伴い、開発行為及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 3 条第 3 項並びに第 3 4 条第 1 1 号及び第 1 2 号並びに都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号。以下「政令」という。）第 3 6 条第 1 項第 3 号ハの規定により、開発行為及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存集落 市街化調整区域において、次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 半径 1 5 0 メートルの範囲内に 4 0 以上の建築物（2 0 以上の建築物が市街化調整区域内に存している場合において、市街化区域内に存するものを含む。イにおいて同じ。）が連たんしている地域

イ 敷地間の距離が 5 5 メートル以内で 4 0 以上の建築物が連たんしている地域であって、当該建築物の敷地からの距離が 5 5 メートルの範囲内であるもの

(2) 線引き 区域区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域として新たに区分されたことをいう。

(3) 親族 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 7 2 5 条に規定する親族をいう。

(4) 専用住宅 住宅であって、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅及び共同住宅以外のものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及

び政令において使用する用語の例による。

(法第 3 3 条第 3 項の条例で定める技術的細目の制限の強化及び緩和)

第 3 条 法第 3 3 条第 3 項の条例で定める技術的細目の制限の強化及び緩和は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政令第 2 5 条第 2 号に規定する小区間で通行上支障がない場合の道路の幅員の最低限度は、6 メートルとする。

(2) 政令第 2 5 条第 6 号に規定する公園、緑地又は広場の設置を要する開発区域の面積の最低限度は、1 ヘクタールとする。

(法第 3 4 条第 1 1 号の条例で指定する土地の区域)

第 4 条 法第 3 4 条第 1 1 号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域として、市長が指定する土地の区域とする。

(1) 市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から 1. 1 キロメートルの範囲内に存すること。

(2) 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内に存すること。

(3) 既存集落内に存すること。

(4) 政令第 2 9 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

2 市長は、前項の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、袖ヶ浦市都市計画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により土地の区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 第 1 項の規定による土地の区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 前各項の規定は、第 1 項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

(法第 3 4 条第 1 1 号の条例で定める予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号の開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項に掲げる第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の用途以外の用途とする。

（法第34条第11号に該当すると認める開発行為）

第6条 法第34条第11号に該当すると認める開発行為は、第4条第1項に規定する市長が指定する土地の区域内において行う開発行為（予定建築物等の用途が前条に規定する用途に該当しない開発行為に限る。）であって、開発区域の面積が5ヘクタール未満であるものとする。

（法第34条第12号の条例で定める開発行為）

第7条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

(1) 線引きの日前から引き続き当該線引きにより市街化調整区域となった土地を所有する者（その者の親族で、その者から当該線引きの日以後に贈与又は相続により当該土地を所有するものを含む。以下この号において「土地所有者」という。）の親族が婚姻等により当該土地において自己の居住の用に供するための専用住宅を新たに建築することを目的として行う開発行為であって、次のいずれにも該当するもの

ア 土地所有者が当該土地又はその周辺に居住していること。ただし、農業を営まない者（規則で定める者に限る。）にあっては、線引きの日（同日以後に贈与又は相続により当該土地を所有する者にあっては、当該贈与又は相続の日）前から引き続き当該土地又はその周辺に居住していること。

イ 土地所有者及び当該開発行為を行う者（以下この号において「開発行為者」という。）が市街化区域内に建築物の建築が可能な土地を所有していないこと。

ウ 開発行為者が自己の居住の用に供する住宅を所有していないこと。

エ 開発行為者が次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 土地所有者と２年以上の同居の事実がある者

(イ) (ア)に掲げる者と２年以上の同居の事実がある者

オ 開発区域の面積が５００平方メートル以下であること。

(2) 既存集落内において、線引きの日前から引き続き当該線引きにより市街化調整区域となった土地を所有する者（その者の親族で、その者から当該線引きの日以後に贈与又は相続により当該土地を所有するものを含む。）が自己の居住の用に供する住宅を所有していない場合に、当該土地において自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、開発区域の面積が５００平方メートル以下のもの

(3) 既存建築物の増築又は改築を目的とする開発行為のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 線引きの日前から存する専用住宅又は建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定により建築の確認を受けて建築された専用住宅の増築又は改築（当該専用住宅の敷地及び用途を変更しないものに限る。）を目的とする開発行為

イ 既存建築物のうち、居住し、又は増築し、若しくは改築する権利が特定の者の一身に専属する用途である専用住宅の増築又は改築（当該既存建築物の敷地を変更せず、用途を自己の居住の用に供する専用住宅に変更するものであって、当該既存建築物が建築された日から原則として１０年以上経過しているものに限る。）を目的とする開発行為

(4) 線引きの日前に建築物の建築を目的として造成され、かつ、給水施設、排水施設等が整備されていると認められる土地に、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為

(5) 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和４４年千葉県条例第５０号）に基づく確認を受けた土地に、専用住宅の建築を目的として行う

開発行為であって、当該確認を受けた設計の内容と整合しているもの

- (6) 法第18条の2第1項の基本方針において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設（以下この号において「流通業務施設等」という。）の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為

ア 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。

イ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不相当と認められること。

ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

- (7) 自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において行うもの

ア 第4条第1項に規定する市長が指定する土地の区域を含まないこと。

イ 既存集落内に存すること。

ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

- 2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項第6号及び第7号の規定による指定について準用する。

（政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物）

第8条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物は、前条第1項各号に規定する開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する日までの間は、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条第1項の規定による土地の区域の指定（令和6年千葉県告示第164号）により千葉県知事が指定した土地の区域を第4条第1項に規定する市長が指定する土地の区域とみなす。
- 3 前項の規定により第4条第1項に規定する市長が指定する土地の区域とみなした土地の区域は、同条第3項の規定により告示したものとみなす。

(準備行為)

- 4 第4条第2項の規定による諮問（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）その他の準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

議案第 2 号

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の職員に係る給与の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

第 1 条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」を「1 0 0 分の 7 1 . 2 5」に改める。

第 2 2 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 8 . 7 5」を「1 0 0 分の 5 1 . 2 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 5 条関係）

行政職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900

7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500

35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	475, 600
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	476, 300
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	477, 000
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	477, 700
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	478, 300
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	479, 000
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	479, 700
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	480, 400
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	481, 000
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	481, 700
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	482, 400
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	483, 100
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	451, 600	

63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	452,300
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	453,000
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	453,500
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000		344,500	383,300	396,500	416,300	
87	256,300		344,900	383,700	396,800	416,900	
88	256,600		345,300	384,100	397,000	417,500	
89	256,900		345,600	384,500	397,200	417,900	
90	257,200		346,000	385,000	397,500	418,500	

91	257,500		346,400	385,400	397,800	419,100		
92	257,800		346,800	385,800	398,000	419,700		
93	258,100		347,000	386,100	398,200	420,100		
94			347,400	386,600	398,800			
95			347,800	387,000	399,400			
96			348,200	387,400	400,000			
97			348,400	387,700	400,400			
98			348,800		401,000			
99			349,200		401,600			
100			349,500		402,200			
101			349,800		402,600			
102			350,200		403,200			
103			350,600		403,800			
104			351,000		404,400			
105			351,500		404,800			
106			351,900					
107			352,300					
108			352,700					
109			353,200					
110			353,600					
111			353,900					
112			354,200					
113			354,700					
114			355,000					
115			355,300					
116			355,500					
117			355,900					

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200
任期付 職員	194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500

第2条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第6項及び第7項中「7級以上」を「7級」に改め、「3号給」の次に「、8級であるものについては0号給」を加える。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号」に改め、「配偶者、」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第12条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「配偶者、」を削る。

第19条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の12

５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に改める。

第２２条第２項第１号中「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

第２３条の３第１項中「、第１３条」及び「及び任期付職員条例第４条の規定により採用された職員」を削り、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 第６条第３項から第１０項まで、第１１条、第１２条、第１３条及び第２０条の２の規定は、任期付職員条例第４条の規定により採用された職員には適用しない。

附則第１１項及び第１２項中「１００分の６．５」を「１００分の６．４」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

行政職給料表

職務 の 級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	８ 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円	円
１	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
２	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
３	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
４	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
５	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
６	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
７	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000

8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000		346,000						
87	256,300		346,400						
88	256,600		346,800						
89	256,900		347,000						
90	257,200		347,400						
91	257,500		347,800						

92	257,800		348,200					
93	258,100		348,400					
94			348,800					
95			349,200					
96			349,500					
97			349,800					
98			350,200					
99			350,600					
100			351,000					
101			351,500					
102			351,900					
103			352,300					
104			352,700					
105			353,200					
106			353,600					
107			353,900					
108			354,200					
109			354,700					
定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200
任期付 職員	194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項、同条第3項及び第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年度における扶養手当に関する特例）

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第11条及び第12条の規定の適用については、第11条第2項中

「

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

」

とあるのは

「

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

」

と、同条第3項中「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及びその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）とする。」とあるのは「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については3,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及びその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、0円）、前項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（8級職員等にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。」と、第12条第1項第2号中「前条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「前条第2項第3号若しくは第5号」と、同条第3項第3号及び第4号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等」とする。

（号給の切替え）

- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正後の給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級と同じ級とし、その者の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

7 前項の規定の適用については、この規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与条例及び同条例に基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）附則第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表 号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1
1 1	7	3	3	1	1	1
1 2	8	4	4	1	1	1
1 3	9	5	5	1	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1	1
1 5	1 1	7	7	3	1	1
1 6	1 2	8	8	4	1	1
1 7	1 3	9	9	5	1	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	5
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	5
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	5
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	5

5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	5
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	5
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	5
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	5
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	5
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	4 5	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	4 5	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	4 5	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	4 5	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8	7 3		
8 7	8 3	7 9	7 9	7 3		
8 8	8 4	8 0	8 0	7 3		
8 9	8 5	8 1	8 1	7 3		
9 0	8 6	8 2	8 2	7 3		
9 1	8 7	8 3	8 3	7 3		
9 2	8 8	8 4	8 4	7 3		

9 3	8 9	8 5	8 5	7 3		
9 4	9 0	8 5	8 5			
9 5	9 1	8 5	8 5			
9 6	9 2	8 5	8 5			
9 7	9 3	8 5	8 5			
9 8	9 4		8 5			
9 9	9 5		8 5			
1 0 0	9 6		8 5			
1 0 1	9 7		8 5			
1 0 2	9 8		8 5			
1 0 3	9 9		8 5			
1 0 4	1 0 0		8 5			
1 0 5	1 0 1		8 5			
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					
1 1 4	1 0 9					
1 1 5	1 0 9					
1 1 6	1 0 9					
1 1 7	1 0 9					

議案第 3 号

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

一般職の職員の給与改定に準じて、常勤特別職の期末手当の支給割合を
改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
(昭和 46 年条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改
める。

第 2 条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改
める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和
7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給
与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和 6
年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、
第 1 条の規定による改正前の袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規
定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 4 号

袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の任期付職員に係る給与を改定するとともに、特定任期付職員に勤勉手当等の支給を開始するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	3 9 2 , 0 0 0
2	4 4 0 , 0 0 0
3	4 9 2 , 0 0 0
4	5 5 5 , 0 0 0
5	6 3 4 , 0 0 0
6	7 4 0 , 0 0 0
7	8 6 4 , 0 0 0

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 .
5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、
「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項
を同条第 3 項とする。

第 8 条第 1 項中「、第 2 2 条」を削り、同条第 2 項中「第 4 条第 2
項、」を削り、「第 2 3 条の 3 第 2 項並びに第 2 6 条」を「第 2 2 条第 2
項第 1 号並びに第 2 3 条の 3 第 3 項」に改め、「給与条例第 4 条第 2 項
中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフル
エンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手
当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手
当を含む。以下同じ。）及び特定任期付職員業績手当（袖ヶ浦市一般職

の任期付職員の採用等に関する条例（平成３０年条例第２号。以下「任期付職員条例」という。）第７条第３項に規定する特定任期付職員業績手当をいう。以下同じ。）」と、」を削り、「第２３条の３第２項中」を「第２３条の３第３項中」に、「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１７５」を「１００分の９５」に、「給与条例第２６条中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及び特定任期付職員業績手当」」を「給与条例第２２条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定（袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和６年４月１日から、第１条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和６年１２月１日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第１条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 5 号

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

職 種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
(1) (2) から (5) までに 規定する職種以外の職 種		円	円
	1	1 8 3 , 5 0 0	2 3 0 , 0 0 0
	2	1 8 4 , 6 0 0	2 3 1 , 5 0 0
	3	1 8 5 , 8 0 0	2 3 3 , 0 0 0
	4	1 8 6 , 9 0 0	2 3 4 , 5 0 0
	5	1 8 8 , 0 0 0	2 3 6 , 0 0 0
	6	1 8 9 , 7 0 0	2 3 7 , 5 0 0
	7	1 9 1 , 3 0 0	2 3 9 , 0 0 0
	8	1 9 2 , 9 0 0	2 4 0 , 5 0 0
	9	1 9 4 , 5 0 0	2 4 2 , 0 0 0
	1 0	1 9 6 , 2 0 0	2 4 3 , 4 0 0
	1 1	1 9 7 , 8 0 0	2 4 4 , 8 0 0
	1 2	1 9 9 , 4 0 0	2 4 6 , 2 0 0
	1 3	2 0 1 , 0 0 0	2 4 7 , 4 0 0
	1 4	2 0 2 , 7 0 0	2 4 8 , 6 0 0
	1 5	2 0 4 , 4 0 0	2 4 9 , 8 0 0
	1 6	2 0 6 , 1 0 0	2 5 1 , 0 0 0

	1 7	2 0 7 , 4 0 0	2 5 2 , 1 0 0
	1 8	2 0 9 , 0 0 0	2 5 3 , 2 0 0
	1 9	2 1 0 , 6 0 0	2 5 4 , 3 0 0
	2 0	2 1 2 , 1 0 0	2 5 5 , 4 0 0
	2 1	2 1 3 , 6 0 0	2 5 6 , 4 0 0
	2 2	2 1 5 , 2 0 0	2 5 7 , 4 0 0
	2 3	2 1 6 , 8 0 0	2 5 8 , 4 0 0
	2 4	2 1 8 , 4 0 0	2 5 9 , 4 0 0
	2 5	2 2 0 , 0 0 0	2 6 0 , 4 0 0
	2 6	2 2 1 , 7 0 0	2 6 1 , 3 0 0
	2 7	2 2 3 , 0 0 0	2 6 2 , 2 0 0
	2 8	2 2 4 , 3 0 0	2 6 3 , 1 0 0
	2 9	2 2 5 , 6 0 0	2 6 3 , 9 0 0
	3 0	2 2 6 , 7 0 0	2 6 4 , 7 0 0
	3 1	2 2 7 , 8 0 0	2 6 5 , 5 0 0
	3 2	2 2 8 , 9 0 0	2 6 6 , 3 0 0
	3 3	2 3 0 , 0 0 0	2 6 7 , 0 0 0
	3 4	2 3 1 , 1 0 0	2 6 7 , 8 0 0
	3 5	2 3 2 , 2 0 0	2 6 8 , 6 0 0
	3 6	2 3 3 , 3 0 0	2 6 9 , 3 0 0
	3 7	2 3 4 , 4 0 0	2 7 0 , 0 0 0
	3 8	2 3 5 , 4 0 0	2 7 0 , 8 0 0
	3 9	2 3 6 , 4 0 0	2 7 1 , 6 0 0
	4 0	2 3 7 , 3 0 0	2 7 2 , 3 0 0
	4 1	2 3 8 , 2 0 0	2 7 3 , 0 0 0
	4 2	2 3 9 , 1 0 0	2 7 3 , 8 0 0
	4 3	2 3 9 , 9 0 0	2 7 4 , 6 0 0
	4 4	2 4 0 , 7 0 0	2 7 5 , 3 0 0

	4 5	2 4 1 , 4 0 0	2 7 6 , 0 0 0
	4 6	2 4 2 , 0 0 0	2 7 6 , 7 0 0
	4 7	2 4 2 , 6 0 0	2 7 7 , 4 0 0
	4 8	2 4 3 , 2 0 0	2 7 8 , 1 0 0
	4 9	2 4 3 , 8 0 0	2 7 8 , 8 0 0
	5 0	2 4 4 , 4 0 0	2 7 9 , 5 0 0
	5 1	2 4 5 , 0 0 0	2 8 0 , 2 0 0
	5 2	2 4 5 , 5 0 0	2 8 0 , 9 0 0
	5 3	2 4 6 , 0 0 0	2 8 1 , 5 0 0
	5 4	2 4 6 , 4 0 0	2 8 2 , 2 0 0
	5 5	2 4 6 , 7 0 0	2 8 2 , 8 0 0
	5 6	2 4 7 , 0 0 0	2 8 3 , 5 0 0
	5 7	2 4 7 , 3 0 0	2 8 4 , 1 0 0
	5 8	2 4 7 , 6 0 0	2 8 4 , 8 0 0
	5 9	2 4 7 , 9 0 0	2 8 5 , 4 0 0
	6 0	2 4 8 , 2 0 0	2 8 6 , 1 0 0
	6 1	2 4 8 , 5 0 0	2 8 6 , 7 0 0
	6 2	2 4 8 , 8 0 0	2 8 7 , 4 0 0
	6 3	2 4 9 , 1 0 0	2 8 8 , 0 0 0
	6 4	2 4 9 , 4 0 0	2 8 8 , 5 0 0
	6 5	2 4 9 , 7 0 0	2 8 9 , 0 0 0
	6 6	2 5 0 , 0 0 0	2 8 9 , 6 0 0
	6 7	2 5 0 , 3 0 0	2 9 0 , 1 0 0
	6 8	2 5 0 , 6 0 0	2 9 0 , 7 0 0
	6 9	2 5 0 , 9 0 0	2 9 1 , 2 0 0
	7 0	2 5 1 , 2 0 0	2 9 1 , 7 0 0
	7 1	2 5 1 , 5 0 0	2 9 2 , 3 0 0
	7 2	2 5 1 , 8 0 0	2 9 2 , 9 0 0

	7 3	2 5 2, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
	7 4	2 5 2, 4 0 0	2 9 3, 9 0 0
	7 5	2 5 2, 7 0 0	2 9 4, 3 0 0
	7 6	2 5 3, 0 0 0	2 9 4, 6 0 0
	7 7	2 5 3, 3 0 0	2 9 4, 8 0 0
	7 8	2 5 3, 6 0 0	2 9 5, 1 0 0
	7 9	2 5 3, 9 0 0	2 9 5, 3 0 0
	8 0	2 5 4, 2 0 0	2 9 5, 6 0 0
	8 1	2 5 4, 5 0 0	2 9 5, 8 0 0
	8 2	2 5 4, 8 0 0	2 9 6, 0 0 0
	8 3	2 5 5, 1 0 0	2 9 6, 3 0 0
	8 4	2 5 5, 4 0 0	2 9 6, 5 0 0
	8 5	2 5 5, 7 0 0	2 9 6, 8 0 0
	8 6	2 5 6, 0 0 0	
	8 7	2 5 6, 3 0 0	
	8 8	2 5 6, 6 0 0	
	8 9	2 5 6, 9 0 0	
	9 0	2 5 7, 2 0 0	
	9 1	2 5 7, 5 0 0	
	9 2	2 5 7, 8 0 0	
	9 3	2 5 8, 1 0 0	
(2) 単純事務	1	1 7 7, 0 0 0	
	2	1 7 8, 3 0 0	
	3	1 7 9, 5 0 0	
	4	1 8 0, 6 0 0	
	5	1 8 1, 8 0 0	
	6	1 8 3, 1 0 0	
	7	1 8 4, 4 0 0	

	8	1 8 5 , 7 0 0	
	9	1 8 7 , 4 0 0	
(3) スクールカウンセラー	1	5 0 9 , 1 0 0	
	2	5 2 5 , 5 0 0	
	3	5 5 2 , 7 0 0	
	4	5 7 0 , 6 0 0	
	5	5 8 1 , 8 0 0	
	6	6 0 0 , 6 0 0	
	7	6 4 0 , 0 0 0	
	8	6 6 0 , 6 0 0	
(4) 外国語指導助手	1	3 4 9 , 6 0 0	
(5) 税徴収事務指導員	1	3 7 4 , 3 0 0	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の給与については、令和6年12月31日までの間、新条例別表第1の規定は適用せず、改正前の袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）別表第1の規定を適用する。
 - (1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの
 - (2) パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満のもの

(給与の内払)

- 4 この条例の規定による新条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による旧条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例の規定による新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 6 号

袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限移譲に伴い、開発行為の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市手数料条例（昭和46年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中「第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ」を「第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5

「
号イ若しくは第7号イ」に、

1件につき86,000円

を
」

「

1件につき次に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 0.1ヘクタール未満 | 86,000円 |
| (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 | 130,000円 |
| (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 | 190,000円 |
| (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 | 260,000円 |
| (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 | 390,000円 |
| (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 | 510,000円 |
| (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 | 660,000円 |

に改め、同表中27の項を3

(8) 10ヘクタール以上 870,
000円

」

4の項とし、26の項を33の項とし、25の項を32の項とし、同表24の項中「23の項」を「30の項」に改め、同項を同表31の項とし、同表中23の項を30の項とし、22の項を29の項とし、21の項を28の項とし、20の項の次に次のように加える。

21	開発行為許可申請手数料	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 0.1ヘクタール未満 8,600円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 22,000円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 43,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 86,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 130,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 170,000円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 220,000円
----	-------------	---	---

			ク 10ヘクタール以上 300,000円 (2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 0.1ヘクタール未満 13,000円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 30,000円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 65,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 120,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 200,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 270,000円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 340,000円 ク 10ヘクタール以上 480,000円 (3) その他の場合 1件につき次に
--	--	--	---

			掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 0.1ヘクタール未満 86,000円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 130,000円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 190,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 260,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 390,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 510,000円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 660,000円 ク 10ヘクタール以上 870,000円
22	開発行為変更許可申請手数料	都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更 (2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更

			を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に応じ、21の項に定める額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、21の項に定める額 (3) その他の変更については、10,000円
23	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき46,000円
24	予定建	都市計画法	1件につき26,000円

	建築物等 以外の 建築等 許可申 請手数 料	第 4 2 条第 1 項ただし 書の規定に よる建築等 の許可の申 請に対する 審査	
2 5	開発許 可を受 けない 市街化 調整区 域内の 土地に おける 建築等 許可申 請手数 料	都市計画法 第 4 3 条の 規定による 建築等の許 可の申請に 対する審査	1 件につき次に掲げる敷地の面積の 区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 0. 1 ヘクタール未満 6, 9 0 0 円 (2) 0. 1 ヘクタール以上 0. 3 ヘ クタール未満 1 8, 0 0 0 円 (3) 0. 3 ヘクタール以上 0. 6 ヘ クタール未満 3 9, 0 0 0 円 (4) 0. 6 ヘクタール以上 1 ヘクタ ール未満 6 9, 0 0 0 円 (5) 1 ヘクタール以上 9 7, 0 0 0 円
2 6	開発許 可を受 けた地 位の承 継の承 認申請 手数料	都市計画法 第 4 5 条の 規定による 開発許可を 受けた地位 の承継の承 認申請に対 する審査	(1) 承認申請をする者が行おうとす る開発行為が、主として自己の居 住の用に供する住宅の建築の用に 供する目的で行うもの又は主とし て住宅以外の建築物で自己の業務 の用に供するものの建築若しくは 自己の業務の用に供する特定工作 物の建設の用に供する目的で行う ものであって開発区域の面積が 1

			ヘクタール未満のものである場合 1 件につき 1, 7 0 0 円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものである場合 1 件につき 2, 7 0 0 円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合 1 件につき 1 7, 0 0 0 円
2 7	開発登録簿の写しの交付手数料	都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定による開発登録簿の写しの交付	用紙 1 枚につき 4 7 0 円

別表備考 1 中「2 6 の項」を「3 3 の項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成２７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ（２）」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の一部が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める

条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成 27 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によりることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

第 2 条第 1 項第 3 号中「（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を削り、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、「（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表おおむね 1, 0 0 0 人未満の項及びおおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包

括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例の一部を改正する条例の
制定について

袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）の一部が改正されたこと
に伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとする
ものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市中小企業融資資金貸付条例（昭和 50 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 29 項各号」を「第 2 条第 31 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

企業の設備投資に対する奨励措置の見直し及び有効期限の延長を行うことにより、更なる設備投資を促進し、本市の産業基盤の強化及び持続的な発展を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市企業振興条例（平成 22 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「工業専用地域」の次に「、工業地域」を加え、同条第 4 号ただし書中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 3 条第 2 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、同号カ中「新エネルギー、」を削り、同号ク中「先端素材関連分野」の次に「、半導体関連分野」を加え、同号に次のように加える。

ケ カーボンニュートラル促進施設 温室効果ガスの排出量の削減に資する施設のうち、規則で定める施設

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) カーボンニュートラル促進奨励金

第 3 条第 2 項中「及び」を「、」に改め、「成長分野促進奨励金」の次に「及びカーボンニュートラル促進奨励金」を加える。

附則第 2 項中「令和 7 年 1 月 1 日」を「令和 12 年 1 月 1 日」に改める。

別表成長分野促進奨励金の項の次に次のように加える。

カーボンニュートラル促進奨励金	カーボンニュートラル促進施設の新設、増設で投下固定資産額が 3 億円以上のもの又は更新で投下固定資産額が 1 億円以上のもの。	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の 100 分の 70 に相当する額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）。ただし、1 事業者につき 1 年度当たり 1 億円を限度とする。	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から 5 年間
-----------------	---	---	---------------------------------

別表地元雇用奨励金の項中「ただし、袖ヶ浦市雇用促進奨励金交付規則（平成14年規則第20号）に定める奨励金の対象となる高年齢者等については、新規雇用者から除く。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市企業振興条例の規定は、令和7年1月2日以降取得した対象施設について適用し、同日前に取得した対象施設については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の袖ヶ浦市企業振興条例第4条第1項の指定を受けている事業者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

議案第 11 号

袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者として次の団体を指定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩
記

- 1 指定をする団体 セントラルスポーツ株式会社
 代表取締役 後藤 聖治
 東京都中央区新川 1 丁目 21 番 2 号
- 2 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 12 号

袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者として次の団体を指定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

- 1 指定をする団体 社会福祉法人嬉泉
理事長 石井 啓
東京都世田谷区船橋 1 丁目 30 番 9 号
- 2 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

袖ヶ浦市福祉作業所の指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 13 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 昭和中学校校舎増築工事（建築工事） |
| 2 | 契約の相手方 | 袖ヶ浦市横田 2570 番地
株式会社大鐵建設
代表取締役 露崎 利行 |
| 3 | 契約金額 | 675,510,000 円（消費税及び地方消費税込み） |
| 4 | 入札の方式 | 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式） |

提案理由

昭和中学校校舎増築工事（建築工事）の請負について、袖ヶ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年条例第 34 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 19 号

教育委員会委員の任命について

袖ヶ浦市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
たかの 高野 りゅうこう 隆 晃		

提案理由

袖ヶ浦市教育委員会委員高野隆晃氏が令和 6 年 12 月 20 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 20 号

袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定による木更津市との協議を行うに当たり、同条第 3 項で準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、木更津市と協議を行うに当たり、同条第 3 項で準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

袖ヶ浦市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、木更津市夜間急病診療所における応急的な診療行為その他の袖ヶ浦市の救急急病医療事業に関する事務を木更津市に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 袖ヶ浦市は、救急急病医療事業のうち次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木更津市に委託する。

- (1) 夜間等における急病患者に対する応急的な診療に関する事務
- (2) 木更津市夜間急病診療所の施設及び設備の管理に関する事務
- (3) その他木更津市夜間急病診療所の運営に関する事務
- (4) 病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業に関する事務
- (5) 地域救急医療協議会の運営に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、木更津市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、袖ヶ浦市の負担とする。

- 2 袖ヶ浦市の負担すべき経費については、木更津市長が袖ヶ浦市長と協議して定めた額を、袖ヶ浦市は、毎年度、木更津市に納付するものとする。ただし、地方交付税の算定にあたり第2条第1号から第3号までの事務について診療所数にかかる密度補正が適用され、木更津市に地方交付税が交付された場合、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「関係市」という。）で按分し、それぞれ関係市の負担金から減額する

ものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、木更津市長は、委託事務に要する経費に関する書類を作成し、あらかじめ袖ヶ浦市長に送付するものとする。

4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、木更津市長が袖ヶ浦市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第5条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を木更津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て木更津市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 木更津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは速やかに当該決算の委託事務に関する部分を袖ヶ浦市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて袖ヶ浦市長と連絡会議を開くものとする。ただし、袖ヶ浦市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃しようとする場合においては、あらかじめ袖ヶ浦市長と協議しなければならない。

2 木更津市長は、委託事務の管理及び執行について適用される木更津市の条例等を改廃したときは、直ちに当該条例等を袖ヶ浦市長に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知があったときは、袖ヶ浦市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、袖ヶ浦市長と木更津市長との協議により定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 袖ヶ浦市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する木更津市の条例等が袖ヶ浦市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、木更津市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに袖ヶ浦市に還付しなければならない。

議案第 2 1 号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のように制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、救急急病医療事業に関する事務を除くため、規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のように制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、組合を組織する団体の数の減少及び組合同規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第３条第１項第４号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
たけい ちひろ 武井 千尋		

提案理由

令和 6 年 10 月 31 日をもって退任となった人権擁護委員の後任として武井千尋氏を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

